

## WEB サイト「MATCH YA」への京町家等不動産情報の掲載要領

### 1. 目的

この要領は、市場に流通している京町家等の情報を、京町家等継承ネット運営のWEB サイト「MATCH YA」（以下、「本サイト」という。）に掲載し、京町家等の具体的なイメージを伝えることにより、大型町家等の継承の担い手として期待される企業等の誘致に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 掲載する京町家等

下記のいずれかに該当する京都市内の京町家等について、不動産事業者団体の協力を得て情報を収集し、本サイトに掲載することにより、情報提供を行う。

(1) 以下のいずれかの公的指定等を受けたもの。

景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、界わい景観建造物、歴史的意匠建造物、京都市指定文化財、京都市登録文化財、京都を彩る建物や庭園制度の認定、その他国又は京都府により登録された文化財等。

(2) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例における重要京町家の個別指定を受けたもの、京都を彩る建物や庭園制度の選定を受けたもの又は京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定による指定を受けたもの。<sup>(注)</sup>

(3) 延べ面積が150㎡以上であるもの。<sup>(注)</sup>

(4) 下記のすべての要件に適合するもの。

- ① 昭和25年以前に伝統軸組構法を用いて建築されている建物
- ② 道に面し、かつ連担し建築されている建物（塀等の連担も含む。）
- ③ 平入・切妻を基本とする大屋根で覆われている建物
- ④ 京町家の持つ基本的な空間構成を有しており、ニワが残されている建物
- ⑤ 柱、梁等の主要構造部材が撤去されている等、著しい改変がなされていない建物
- ⑥ 原則として、出入口が面する路地等の有効幅員が概ね1.2m以上ある建物

<sup>(注)</sup> 当該要件を満たしていても、(4)の要件を満たさない場合、掲載しない場合がある。

### 3. 対象とする不動産事業者

下記のいずれかに該当し、かつ京町家に関する実務実績を5件以上有する不動産事業者を対象に、提供された不動産情報を掲載する。

(1) 京町家等継承ネットの会員団体に所属し、かつ、京町家マッチング制度に基づく登録不動産関係団体が作成する「条例の趣旨に賛同し、京町家の保全及び継承に取り組む事業者等」の一覧表に記載されている事業者。

(2) 上記2に該当する京町家等の仲介、売買又は賃貸事業を行っている不動産事業者として、京町家等継承ネットの取組に賛同・協力する事業者。

#### 4. 不動産事業者登録

- (1) 本サイトに不動産情報の掲載を希望する不動産事業者は、事前に「MATCH YA」不動産事業者登録・更新・変更申込書（様式第1号）を京町家等継承ネット事務局（以下「事務局」という。）に原則、メールにて提出することとする。
- (2) 事務局は不動産事業者から「MATCH YA」不動産事業者登録申込書（様式第1号）の提出があったときは、その内容等について確認し、登録の可否を決定し、その旨を通知書（様式第2号-1、様式第2号-2）にて申込事業者に通知することとする。
- (3) 不動産事業者登録料は11,000円（税込）とし、上記(2)の登録可の通知を受けた申込事業者は、速やかに登録料を支払うこととする。また、事務局は、支払いを確認後、速やかに事業者登録を行うこととする。
- (4) 登録は年度ごとの更新制とし、不動産事業者が登録の更新を行う場合は、「MATCH YA」不動産事業者登録・更新・変更申込書（様式第1号）を事務局に提出し、あわせて、更新料11,000円（税込）を支払うこととする。また、事務局は、申込書及び更新料の支払いを確認し、更新を行うこととする。
- (5) 登録を受けた不動産事業者が、登録内容の変更があった場合は、速やかに「MATCH YA」不動産事業者登録・更新・変更申込書（様式第1号）を事務局に提出することとする。
- (6) 登録を受けた不動産事業者が登録を取下げの場合は、速やかに「MATCH YA」不動産事業者登録取下げ申込書（様式第3号）を事務局に提出することとする。
- (7) 下記のいずれかに該当する場合は、登録を行わない。
  - (ア) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者。
  - (イ) 過去5年以内に宅地建物取引業法に反して、罰則を受けた者。
  - (ウ) 「MATCH YA」不動産事業者登録申込書（様式第1号）の内容に虚偽記載をした者。
- (8) 事務局は、登録を受けた不動産事業者が上記(7)に該当することが判明したときは何らの催告をせず、登録を抹消することができる。

#### 5. 不動産情報の掲載手続

- (1) 登録を受けた不動産事業者は、掲載を希望する不動産情報について、下記の必要書類を事務局へ提出し、事務局はその内容等について速やかに審査し、支障がなければ本サイトに掲載を行う。

##### 【必要書類】

- ① 「MATCH YA」掲載登録・変更申込書（様式第4号）
  - ② 物件写真（外観、内部）5点程度
  - ③ 間取図
- (2) 事務局が、不動産事業者から提出された不動産情報が2に定める「掲載する京町家等」の条件に該当しないと判断した場合は、速やかに京町家等不動産情報の非掲載通知書（様式第5号）によって、不動産情報を掲載しない旨を通知する。

## 6. 成約の報告

- (1) 登録を受けた不動産事業者は、本サイトに掲載をしている物件が成約した場合、速やかに事務局に報告をすることとする。
- (2) 成約後、事務局から物件の利活用状況について情報提供をお願いする場合がある。
- (3) 本サイトからの問い合わせや掲載により成約した場合、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが運営する京町家の保全・継承を支援するための基金「京町家まちづくりファンド」への寄附を行うこととする。(任意)

京町家まちづくりファンドへの寄附 1口1,000円から

京町家まちづくりファンド URL <https://kyoto-machisen.jp/fund/>



## 7. 不動産情報の抹消

事務局は下記のいずれかに該当するときは、京町家等の不動産情報を抹消することができる。

- (1) 事務局により登録を抹消された不動産事業者が掲載申込をしていた不動産情報。
- (2) 不正、偽り、その他不動産情報が不相当と事務局が認めるとき。

## 8. 運用上の注意

- (1) 本サイトの不動産情報の掲載については、不動産情報掲載マニュアルに則って運用する。
- (2) この要領は、本サイト以外による京町家等の取引を規制するものではない。
- (3) 本サイトは、京町家等に関する交渉並びに売買契約、賃貸借契約について直接関与しない。

## 9. 問合せ・提出先

京町家等継承ネット事務局 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

TEL : 075-354-8701 FAX : 075-354-8704

WEB サイト「MATCH YA」 URL <https://kyoto-machisen.jp/matchya/>

送信先アドレス [matchya@kyoto-machisen.jp](mailto:matchya@kyoto-machisen.jp)

